

# 「BIS規制」の見直しと銀行の保有株式の取り扱い

現行規制	見直し後の「BIS規制」(ワーキング・ペーパーの案)			開示を通じた市場規律の充実
<p>融資同様 100%のリスクウェイトを適用 (保有額100に対し 最低8の自己資本を要求)</p> <p>自己資本 ----- 8% 資産残高 × リスクウェイト</p>	<p>銀行が <u>標準的 手法</u> を 選択 する 場合</p>	<p>(第2次市中協議案) 現行規制同様100%のリスクウェイトを適用 ベンチャーキャピタルや非上場株式については、各国の 裁量で150%ないしそれ以上のリスクウェイトの適用も可</p>	<p>銀行が <u>内部 格付 手法</u> を 選択 する 場合 (注)</p>	

(注)内部格付手法採用行も、全体の中で比重の小さいポートフォリオについては標準的手法の適用が認められる。  
株式ポートフォリオについては自己資本の10%内に納まる場合には標準的手法の適用可。  
また、ベンチャー企業への出資等、法令上のプログラムに基づく投資についても、自己資本の10%内で標準的手法の適用を認める。